

MIHARAS サービス 契約約款

(2020年7月)



ニシム電子工業株式会社

－ 目次 －

第1条（約款の適用）.....	1
第2条（約款の変更）.....	1
第3条（用語の定義）.....	1
第4条（サービス内容）.....	1
第5条（データ通信回線の利用）.....	2
第6条（Webアプリケーションの利用）.....	2
第7条（サービス内容の変更）.....	2
第8条（サービス適用範囲外）.....	2
第9条（最低利用期間）.....	2
第10条（サービス契約の変更）.....	2
第11条（サービスの解除）.....	2
第12条（サービス提供の終了）.....	2
第13条（サービス料金）.....	3
第14条（問い合わせ）.....	3
第15条（障害受付）.....	3
第16条（当社の維持責任（設備の保守））.....	3
第17条（免責）.....	3
第18条（データの所有権）.....	3
第19条（ID及びパスワードの管理）.....	3
第20条（技術的条件）.....	3
第21条（サービス個別契約約款の優先）.....	3
第22条（協議事項）.....	3
付則.....	3
別紙1 料金表.....	4

第1条（約款の適用）

- 1 ニシム電子工業株式会社（以下「当社」といいます。）は、「サービス基本契約約款」（以下、「基本約款」といいます。）に基づき、「MIHARASサービス契約約款」（以下、「本個別約款」といいます。）を定め、これによりMIHARASサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（約款の変更）

- 1 当社は、本個別約款を変更することがあり、その場合、提供条件は、変更後の約款によります。
- 2 当社が本個別約款を変更するときは、当該変更により影響を受ける契約者に対して、当社の定めた方法により事前にその内容を通知します。

第3条（用語の定義）

- 1 本個別約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	定義
クラウド	アプリケーションの利用やデータの保管・加工・閲覧などについて、ネットワークを通じてサービスを提供できるようにした、サーバなどの環境です。
データ収集端末	センサー等から得られたデータを収集し、通信事業者が提供するインターネット回線などのネットワークを通じて、当社クラウドに伝送するための装置です。
APIサービス	APIはアプリケーション・プログラミング・インタフェースの略で、本サービスの基本機能を拡張するためのインタフェースを提供するサービスです。
LPWA	LPWAとは、Low Power Wide Areaの略で、省電力かつ広域なエリアをカバーできる特徴を持つ通信方式です。
3G	3Gとは、第3世代移動通信システムの略で、ITU（国際電気通信連合）が定めたIMT-2000標準に準拠した通信方式です。
LTE	LTEとはLong Term Evolutionの略で、3Gを進化させた通信方式です。3Gよりも速度が速く多くのデータを一度にやり取りできます。
営業日	土曜日、日曜日及び休日（国民の祝日に関する法律の規定により休日とされた日及び1月2日、1月3日、12月29日、12月30日、12月31日、11月1日をいいます）を除く日です。

第4条（サービス内容）

- 1 本サービスは、契約者の圃場（水田・畑・ハウス他）等に設置したデータ収集端末と当社クラウド（以下、「クラウド」といいます。）を使って、データ収集や遠隔監視を実現するものであり以下の機能を標準として提供します。
 - (1) 当社が指定するセンサー及びデータ収集端末から、データを一定間隔で収集する機能。
 - (2) 収集したデータをクラウドに保存する機能。
 - (3) クラウドに保存したデータを、数値形式および、グラフ形式で閲覧できる機能。
 - (4) クラウドに保存したデータを、契約者がブラウザからダウンロードできる機能。
 - (5) 設定した条件に基づいて、契約者の指定するメールアドレスへ、警報メールを送信する機能。
 - (6) 契約者の所有するサーバなどから、当社の指定する通信手順によりクラウドにアクセスし、クラウドに保存したデータを取得する機能
- 2 標準として提供する機能以外のサービスを希望する場合、契約者は当社と事前調整するものとします。なお、調整後の仕様について、承り書等の書面にその旨を記載し確認するものとします。

第5条（データ通信回線の利用）

- 1 本サービスは、インターネット通信等のデータ通信回線を利用したサービスです。
- 2 本サービスは、国内電気通信事業者が提供するデータ通信回線を利用してサービス提供を行っているため、電気通信事業者の機器の保守作業・事故による停止などデータ通信回線が停止した場合は、本サービスが利用できない場合があります。
- 3 契約者が本サービスを利用しようとする地域において、当社が指定するデータ通信回線が利用できない場合、本サービスを提供できない場合があります。
- 4 本サービスを利用する場合、当社が定めた方式により事前に電気通信事業者のサービスエリア内であることを契約者自身で確認する必要があります。
- 5 当社が提供するデータ通信回線が電気通信事業者の都合によりサービス廃止となった場合には、契約者は代替のデータ通信回線サービスへの変更が必要となります。
あわせてデータ収集端末の交換、変更などが必要となる場合があります。
このデータ通信回線の変更により、契約者がデータ収集端末の交換、変更などを実施する場合には、契約者の費用負担となります。
- 6 本サービスの利用に伴い、契約者自身が契約するデータ通信回線を利用した場合、各手続き、通信料の支払い及び障害時の対応などデータ通信回線に関する事項は全て契約者が実施し、費用負担するものとします。

第6条（Webアプリケーションの利用）

- 1 本サービスは、パソコン及びタブレット端末等で動作する特定のブラウザを利用してサービスを提供します。
当社が提供するWebアプリケーションは、当社が動作確認を行ったブラウザ上での動作を保障します。
ブラウザの仕様変更に伴う本サービスの修正については都度対応を行いますが、即時の修正対応を保障するものではありません。

第7条（サービス内容の変更）

- 1 当社は、本サービスの提供内容を自由に変更できるものとし、契約者に関係する変更の場合には、変更内容を事前に通知するものとします。

第8条（サービス適用範囲外）

- 1 本サービスは、人命及び医療情報を取扱うシステムについて適用範囲外とします。

第9条（最低利用期間）

- 1 契約者は、本サービスを契約後、1か月以上利用するものとし、利用期間を別に定める場合には、その利用期間が終了するまで契約を継続するものとします。

第10条（サービス契約の変更）

- 1 契約者は、本サービスの利用契約内容を変更する場合、1か月前までに当社へ通知するものとします。

第11条（サービスの解除）

- 1 契約者が本サービスの利用契約を解除する場合、1か月前までに当社へ通知するものとします。
- 2 解除日が月の途中にあたる場合には、契約者がその月の利用料金を全額支払うものとします。

第12条（サービス提供の終了）

- 1 当社が本サービスの提供を終了する場合、サービス提供中の契約者へ1年前までにサービス終了を案内します。
- 2 サービス終了の6か月前に新規受け付けを停止します。

第13条（サービス料金）

- 1 本サービスの利用料金は、別紙に定める料金表のとおりとします。

第14条（問い合わせ）

- 1 当社は、契約者からの本サービスに関する問い合わせについて、当社営業日の9時～17時で受け付けるものとします。

第15条（障害受付）

- 1 当社は、契約者からの本サービスに関する障害連絡について、24時間365日受け付けるものとします。

第16条（当社の維持責任（設備の保守））

- 1 当社は、本サービスに障害が発生した場合、障害の切り分け作業を実施し、障害の発生箇所が当社の設備にあるときは、早急に設備の復旧を行います。

第17条（免責）

- 1 当社は、原因にかかわらず、契約者に対し、復旧不能なデータ破損、データ破棄及びデータ欠損等の損害について賠償責任を負わないものとします。

第18条（データの所有権）

- 1 本サービスの利用により作成された契約者データの所有権は契約者に帰属するものとします。ただし、当社は、これらの権利を保護する義務を負わないものとします。
- 2 契約者の解除申請受託後、当社は解除日の翌月末をもって全てのデータを破棄するものとします。

第19条（ID及びパスワードの管理）

- 1 契約者は当社から提供を受けたID及びパスワードを適正に管理し、これを契約者が認めた利用者以外の第三者に貸与、使用させてはならないものとします。

第20条（技術的条件）

- 1 本サービスに接続するデータ収集端末は、電気通信事業者が提供する無線通信回線又は有線通信回線による接続が可能な場所で利用可能とします。
- 2 お客さまが保有するデータ収集端末をお客さま自らが変更し、当社サービスに接続する場合、当社サービスへの接続に必要な技術事項を必要に応じて、別途書面にて提示します。
- 3 当社APIサービスを利用したソフトウェア開発については、接続に必要な技術事項を必要に応じて、別途書面にて提示します。

第21条（サービス個別契約約款の優先）

- 1 本個別約款と基本約款の記載事項が重複した場合、本個別約款の記載を優先します。

第22条（協議事項）

- 1 本個別約款に定めのない事項、または本個別約款の各条項について疑義が生じた場合には、当社と契約者は誠意をもって協議し、解決をはかるものとします。

付則

（実施時期）

- 1 この約款は、平成31年2月4日から実施します。

（実施時期）

- 1 この約款は、2020年7月1日から実施します。